

## 2. 手続き方法 (1) 経営力向上計画の策定

### 申請様式の記載方法

#### 経営力向上計画申請書の入手方法

- 申請様式類は以下のURLからダウンロードできます。 <http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/>  
(中小企業庁ホームページ → 経営サポート → 経営強化法による支援 → 経営力向上計画の認定申請等について)

#### 【様式第1・第2（申請書表紙）】

様式第1（第2）

経営力向上計画に係る認定申請書

年

主務大臣名 殿

住所  
名称及び  
代表者の氏名 印

中小企業等経営強化法第17条第1項の規定に基づき、別紙の計画について認定を受けたいので申請します。

(備考)

1 記名押印については、氏名を自署する場合、押印を省略することができます。

2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

(記載要領)

申請者は以下の要領に従って、経営力向上計画の必要事項を記載し、中小企業等経営強化法第17条第6項の認定要件を満たすことを示すこと。

申請者名は、共同で経営力向上計画を実施する場合においては、当該計画の代表事業者の

- **<宛名>**は、経営力向上計画の事業分野（業種）を所管する大臣です。
- ただし、所管大臣が権限を委譲している場合、地方支分部局の長になります。
- 官職名が記載されていれば、氏名は省略しても差し支えありません。
- **業を所管する省庁が複数ある場合は連名としてください。**

- **<申請者名>**は、氏名を自署する場合、押印は省略できます。押印する場合は、実印としてください。
- 事業承継等を行う場合で、かつ単独で申請をする場合には、承継する側の事業者（買い手企業）が申請者となります。
- 共同申請の場合は、代表となる1社（者）について記載し、代表者以外の参加企業については、余白に住所、名称及び代表者の氏名を記載し、押印してください。

- 認定申請書の提出の際に、(備考)及び(記載要領)は必要ありません。

#### 【別紙（計画書）】

(別紙)  
経営力向上計画

1 名称等

事業者の氏名又は名称 株式会社METI

代表者の役職名及び氏名 代表取締役 中小 太郎

資本金又は出資の額 2000万円 常時使用する従業員の数 100人

法人番号 XXXXXXXXXXXXXXXXXX 設立年月日 〇〇年〇月〇日

#### <1 名称等>

- 個人事業主など、資本金を有しない場合や法人番号（13桁）が指定されていない場合は、それぞれ記載不要です。

次ページへ

## 2. 手続き方法 ①経営力向上計画の策定

### (2) 申請様式の記載方法

#### <2 事業分野と事業分野別指針名>

- 「事業分野」欄は、計画に係る事業の属する事業分野について、日本標準産業分類を確認のうえ、該当する**中分類（2桁）と細分類（4桁）コードと項目名**を記載して下さい。複数の分野にまたがる計画の場合、列記してください。
- 「事業分野別指針名」欄は、計画に係る事業の属する事業分野における事業分野別指針を記載します。事業分野別指針が定められていない場合には空欄としてください。

#### 注意

#### 2 事業分野と事業分野別指針名

事業分野	24 金属製品製造業 2451 アルミニウム・合金金ブ レス製品製造業 器・複合部品製造業	事業分野別指針名	製造業に係る経営力向上に 関する指針
------	--	----------	-----------------------

#### 3 実施時期

令和元年7月～令和4年6月

#### 注意

#### 4 現状認識

①	自社の事業概要	金属板の板金加工業及びそれを用いた機械装置組み立てを行う。事業分野別指針における規模は中規模に該当。
②	自社の商品・サービスが対象とする顧客・市場の動向、競合の動向	従来は板金パーツの加工のみに専念する企業であったが、付加価値向上のため機械装置組み立て業へ事業をシフトし、機械設計の受注拡大に取り組んでいる。主要顧客は大手部品メーカーのA社を中心に30社程であり、機械設計の需要増加に伴い取引先数も増えている。 当社の強みは、他社にできない顧客の要望を実現する技術力である。弱みは、現場を任せられることができる若手職員が定着しないことから、熟練工から中堅職員への技能継承が進んでいない点である。競合は板金加工業者のB社であり、当社に比べ品質は劣るものの低価格・短納期での製造を行っている。
③	自社の経営状況	売上は平成29年度5,300,000千円、平成30年度5,420,000千円と増加している一方で営業利益については平成29年度85,000千円、平成30年度80,000千円と減少している。原因として、①設備更新をしておらず、一部工程について主要取引先の要望に対応しきれないこと、②熟練工員が定年退職を迎えており適切な工程設計ができる人員が減っていること、③多台持ちができる若手工員が少なく多台持ち工程を熟練工に頼らざるを得ないこと等の理由があげられる。以上から、労働生産性（営業利益+人件費+減価償却費）/労働者数が低くなっていると考えられる。

#### 5 経営力向上の目標及び経営力向上による経営の向上の程度を示す指標

指標の種類	A現状（数値）	B計画終了時の目標（数値）	伸び率 ((B-A)/A) (%)
労働生産性	6,930千円	7,000千円	1%

#### <5 経営力向上の目標及び経営力向上による経営の向上の程度を示す指標>

- 事業分野別指針を基に、指標の種類を選び、経営力向上計画の実施期間に応じた伸び率を記載して下さい。
- 基本方針にしたがって策定する場合は、「労働生産性」を指標として記載してください。
- 原則として、「A 現状」は計画開始直前の決算（実績）、「B 計画終了時の目標」は計画終了直前決算（目標）を基に計算してください。
- 「A 現状」について、決算一期を経っていない場合は合理的な算出方法で現状値を求めて下さい。
- 事業承継等により事業を譲り受けるために新たに会社を設立するような場合等で、計画提出時に申請者の実績がなく、選択した指標の計算ができない場合には、承継する事業の実績を基に計算してください。

#### <3 実施時期>

- 計画開始の月から起算して、①3年（36ヶ月）、②4年（48ヶ月）、5年（60ヶ月）のいずれかの期間を設定して記載して下さい。
- **計画の遡及申請は2ヶ月を限度とします（経営力向上設備等の取得は実施期間内に行われる必要があります。）**。なお、事業承継等に関する支援措置を利用する場合には、遡及申請はできません。

#### <4 現状認識>

- ①欄は、自社の事業等について記載してください。また、事業分野別指針において、「6 経営力向上の内容」について、規模別に取り組む内容や取組の数が指定されている場合、自社がどの規模に該当するかを明記してください。なお、基本方針にしたがって策定する場合は規模別の整理の記載は不要です。
- ②欄は、顧客の数や主力取引先企業の推移、市場の規模やシェア、自社の強み・弱み等を記載してください。
- ③欄は、企業の規模や能力・改善可能性に応じて可能な範囲で分析し、記載してください。上記の分析にあたっては、財務状況の分析ツール「ローカルベンチマーク」等をご活用ください。

#### 【指標の計算について】

労働生産性＝  
（営業利益＋人件費＋減価償却費）  
÷  
労働投入量（労働者数又は労働者数  
×1人当たり年間就業時間）

- **なお、ローカルベンチマークで算出される労働生産性とは、計算式が異なりますのでご留意下さい。**
- 伸び率の計算式の分母Aは絶対値です。

## 2. 手続き方法 ①経営力向上計画の策定

### (2) 申請様式の記載方法

#### 6 経営力向上の内容

(1) 現に有する経営資源を利用する取組  有  無

(2) 他の事業者から取得した又は提供された経営資源を利用する取組  有  無

#### (3) 具体的な実施事項

事業分野別指針の該当箇所	事業承継等の種類	実施事項 (具体的な取組を記載)	新事業活動への該当 (該当する場合は○)
ア	ハ(2)	【暗黙知の形式化】定年退職後の熟練工員を技術指導員として再雇用し、技術・加工の指導を行う。また、熟練工員の技能を反映した業務マニュアルを作成、暗黙知を形式化し工程設計の担当者に共有する。さらに生産管理に知見のある技術者を中途採用し、工程設計の担当者と同様にノウハウを共有し技術の早期承継を図る。	
イ	イ(2)	【多能工化及び機械の多台持ちの推進】地域の高专・専門学校向けの説明会や、インターンシップの受け入れを積極的に行う。また、商工会議所等の支援機関が行う、新入社員向けの基礎研修や入社後のフォローアップ研修等、外部機関の研修も積極的に活用し、人手不足の解消と人材の定着を図る。新人教育担当の職員として、現在多台持ちで作業を行う中堅職員を教育担当として配属し、自分の作業の教育・引き継ぎを行う事で多台持ちの推進を図る。	
ウ	ホ(1)	【設備投資】主要取引先A社と共同で新規商品開発を行い、A社の助言の基、生産体制を構築するための生産ラインの合理化と設備の更新を行う。これに伴い、現在保有しているパンチングマシンのうち旧機種(一機種3台)をパンチ・レーザ複合マシンへ(一機種2台)と更新する。この機械は、旧機種では対応できなかった成形等の後工程についても対応可能であるため、工程が統合でき、時間あたり生産性が向上する。また、生産管理システムを導入して各製造設備と連動させる。さらに検査工程の自動化のために導入する検査装置とも連動させることで、生産ライン全体を一元管理する。生産ラインのネットワーク化は当社が初めて行う取組であり、新事業活動に該当する。	○
エ	ト	【経営資源の組合せ】当社では扱っていない小物板金をこれまでC株式会社以外注していたが、後継者不足のC株式会社から吸収分割により小物板金製造事業を引き継ぐ。C株式会社の従業員15人は継続雇用とする。小物の板金加工を内製化することで、組立までのリードタイムを短縮するとともに、コミュニケーションの緊密化により不良率を減少させ、当社の強みである板金から組立までの一貫生産体制を強化する。	

#### 「事業承継等の種類」

事業承継等を伴う取組を行う場合には、該当する実施事項の欄に、以下の①～⑩のうち、該当する行為を記載してください。

(事業承継等を伴わない場合には、斜線を引いてください。)

※なお、⑦株式交付は会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)の施行の日以降の申請において記載することができます。

- ①吸収合併 ②新設合併 ③吸収分割 ④新設分割  
 ⑤株式交換 ⑥株式移転 ⑦株式交付  
 ⑧事業又は資産の譲受け ⑨株式又は持分の取得  
 ⑩事業協同組合、企業組合又は協業組合の設立

### <6 経営力向上の内容>

#### ➤ (1) 現に有する経営資源を利用する取組

既に保有している経営資源を利用した取組を行う場合は「有」を選択してください。

#### ➤ (2) 他の事業者から取得した又は提供された経営資源を利用する取組

事業承継等により、他者から取得した経営資源を利用した取組を行う場合は「有」を選択してください。以下の各措置の適用を希望する場合は、事業承継等を伴う取組について記載することが必要です。

- ・登録免許税・不動産取得税の軽減
- ・許認可の承継の特例
- ・組合の発起人数に関する特例
- ・事業譲渡の際の免責的債務引受に関する特例
- ・中小企業信用保険法の特例(事業承継等に必要の資金に関して経営者の個人保証を不要とする措置)

➤ (1)、(2)のうち、少なくともいずれか一方は、「有」とご記載いただく必要があります。

#### ➤ (3) 具体的な実施事項

「事業分野別指針の該当箇所」欄は、実施事項が事業分野別指針のどの部分に該当しているか記載してください。基本方針に基づいて計画を策定する場合、記載する必要はありません。

➤ 事業承継等の種類は、事業承継等を伴う取組を行う場合に、本ページ左下に掲げる種類から記載してください。

➤ 「実施事項」欄は、経営力向上のために取り組むことを取組ごとに具体的に記載してください。新事業活動に該当する場合は、その理由を具体的に記載してください。なお、事業承継等を伴う取組の場合は、事業承継等の具体的内容、事業承継等の実施と生産性向上との関係及び事業承継等に当たったの雇用への配慮について必ず記載してください。

➤ 「新事業活動への該当」欄は、新事業活動(新商品の開発又は生産、新役務の開発又は提供など)となる取組に該当する場合には○を付けてください。

➤ 発電設備を導入する場合は、発電した電気を全量自家消費とする予定か、全量又は一部を他者に販売する予定かを記載してください。

## 2. 手続き方法 ①経営力向上計画の策定

### (2) 申請様式の記載方法

#### 7 経営力向上を実施するために必要な資金の額及びその調達方法 (1) 具体的な資金の額及びその調達方法

実施事項	使途・用途	資金調達方法	金額(千円)
ア・イ	技術指導員人件費・採用費用	自己資金	10,000
ウ	経営力向上設備購入費	融資	25,000
エ	分割対価	自己資金	10,000
エ	分割対価	融資	25,000

#### <7 経営力向上を実施するために必要な資金の額及びその調達方法>

##### (1) 具体的な資金の額及びその調達方法

- ▶ 「実施事項」欄には、「6 経営力向上の内容」の実施事項ごとの記号(ア～エ)を記載してください。
- ▶ 「使途・用途」欄には、必要とする資金について、具体的な使途・用途を記載してください。
- ▶ 「資金調達方法」欄には、自己資金、融資、補助金、リース等を記載してください。

※日本政策金融公庫のクロスボーダーローンやスタンドバイ・クレジット制度の利用を希望する場合は、「使途・用途」欄に「外国関係法人名」、「資金調達方法」欄に「融資」と記載してください。

- ▶ なお、同一の使途・用途であっても、複数の資金調達方法により資金を調達する場合には、資金調達方法ごとに項目を分けて記載してください。

以下の項目は、中小企業信用保険法の特例による金融支援措置(事業承継等に必要資金に関して経営者の個人保証を不要とする措置)を希望する場合にのみ記載してください。

#### (2) 純資産の額が零を超えること

純資産の合計額	証明書等
134,500 千円	貸借対照表

#### (3) EBITDA有利子負債倍率が10倍以内であること

EBITDA有利子負債倍率	証明書等
4.9 倍	貸借対照表、損益計算書

#### <7 経営力向上を実施するために必要な資金の額及びその調達方法>

##### ▶ (2) 純資産額が零を超えること

「純資産額の合計額」欄には単位も合わせて記載してください。(添付する証明書等の単位により計算してください。)

##### ▶ (3) EBITDA有利子負債倍率が10倍以内であること

「証明書等」欄には、添付する書類(貸借対照表や損益計算書)の名称等を記載してください。

#### 【EBITDA有利子負債倍率の計算について】

$$\text{EBITDA有利子負債倍率} = \frac{\text{借入金・社債一現預金}}{\text{営業利益+減価償却費(※)}}$$

(添付する証明書等の単位により計算してください。)

#### (留意点)

- ▶ (2) 及び (3) は、決算書の表面財務によります。
- ▶ 借入金は、貸借対照表の「短期借入金」、「長期借入金」、「社債」の合計額とします。
- ▶ 代表者、役員(その家族等を含む)、関連会社等からの借入金(無利子も含む)も借入金に含まれます。
- ▶ ※「営業利益+減価償却費>0」となる必要があります。  
(「営業利益+減価償却費≤0」の場合は算出された数値にかかわらず本支援措置の対象となりません。)
- ▶ 減価償却費には、ソフトウェアの償却や長期前払費用償却等、無形固定資産の償却費も含まれます。
- ▶ 営業外費用や特別損失に計上されている減価償却費は含めません。
- ▶ 決算期の変更により、申請日直前の決算が期間1年未満である場合であっても、同1年未満の決算書を用いてEBITDA有利子負債倍率を算出してください。

## 2. 手続き方法 ①経営力向上計画の策定

### (2) 申請様式の記載方法

#### 8 経営力向上設備等の種類

	実施 事項	取得 年月	利用を想定して いる支援措置	設備等の名称/型式	所在地
1	ウ	R1.8	国A・国B・国C	パンチ・レーザ複合マシン/ METI001	●●県××市
2	ウ	R1.8	国A・国B・国C	生産管理システム/SME002	●●県××市
3	ウ	R1.10	国A・国B・国C	検査装置/SME003	●●県××市

	設備等の種類	単価 (千円)	数量	金額 (千円)	証明書等の文書番号等
1	機械装置	5,000	2	10,000	123456
2	ソフトウェア	5,000	1	5,000	20190523 中生投第〇号
3	器具備品	10,000	1	10,000	20190523 中生投第〇号

	設備等の種類	数量	金額 (千円)
設備等の種類別 小計	機械装置	2	10,000
	器具備品	1	10,000
	工具	0	0
	建物附属設備	0	0
	ソフトウェア	1	5,000
合計		4	25,000

#### <8 経営力向上設備等の種類>

- 税制措置を活用する場合、この欄に記載します。
- 「取得年月」欄には、設備取得予定年月を記載して下さい。
- 「利用を想定している支援措置」欄には、想定している措置（国税A類型、国税B類型、国税C類型）に○を付けて下さい。
- 「所在地」欄には、当該設備の設置予定地（都道府県名・市区町村名）を記載して下さい。

※ 同じ型式の設備を複数取得する場合でも、「取得年月」や「所在地」が異なる場合には、列を分けて記載して下さい。

- 電気を発電するための設備を取得しようとする場合は、当該設備の利用見込みに係る報告書の添付が必要です。詳しくは「2. 手続き方法 ② 経営力向上計画の申請」を確認して下さい（発電設備等の導入を予定していない経営力向上計画については、当該報告書の添付は不要です）。なお、発電した電気の販売を行う期間中の発電量のうち、販売を行うことが見込まれる電気の量が占める割合が2分の1を超える発電設備等については、本税制措置の適用を受けられません。

- 各番号の設備の情報を続けて記載して下さい。
- 「設備等の種類」欄には、各設備の減価償却資産の種類を記載して下さい。
- 「証明書等の文書番号等」欄には、添付する①工業会等の証明書の整理番号や、②経済産業局の確認書の文書番号を記載して下さい。
- 「設備等の種類別小計」欄には、各設備等の種類毎に数量、金額の小計を記載して下さい。なお、金額について消費税の額を含めるかどうかは自社の経理方式に合わせてください。

## 2. 手続き方法 ①経営力向上計画の策定

### (2) 申請様式の記載方法

#### 9 特定許認可等に基づく被承継等中小企業者等の地位

なし

#### 10 事業承継等により、譲受け又は取得する不動産の内容 (土地)

	実施事項	所在地番	地目	面積 (㎡)	事業承継等の種類	事業又は資産の譲受け元名
1	エ	〇〇県〇〇市〇〇丁目〇番地	宅地	320 ㎡	吸収分割	C 株式会社
2						
3						

#### (家屋)

	実施事項	所在家屋番号	種類構造	床面積 (㎡)	事業承継等の種類	事業又は資産の譲受け元名
1	エ	〇〇県〇〇市〇〇丁目〇番地	RC 造	240 ㎡	吸収分割	C 株式会社
2						
3						

以下の項目は、**事業譲渡に伴う不動産取得税の軽減措置を希望する場合**に使用する様式2にのみ記載欄があります。該当する場合にのみ記載してください。

#### 11 事業又は資産の譲受けにより、譲受け又は取得する不動産の内容 (土地)

	実施事項	所在地番	地目	面積 (㎡)	事業又は資産の譲受け元名
1					
2					
3					

#### (家屋)

	実施事項	所在家屋番号	種類構造	床面積 (㎡)	事業又は資産の譲受け元名
1					
2					
3					

#### <9 特定許認可等に基づく被承継等中小企業者等の地位>

➤ 事業承継等を行う場合であって、かつ、特定許認可等の承継を希望する場合に記載してください。なお、許認可承継の特例を利用する場合には、対象となる許認可の所管行政庁の申請窓口へ、事前にご相談くださいますようお願い致します（別途書類の提出が求められたり、許認可関連の審査に日数が必要になる場合があります。）。

#### <10 事業承継等により、譲受け又は取得する不動産の内容>

➤ 事業承継等により取得する不動産について、所有権移転登記の登録免許税の軽減措置の適用を希望する不動産について記載してください。  
 ➤ 「実施事項」欄には、「6 経営力向上の内容」の実施事項ごとの記号を記載してください。  
 ➤ 当該不動産の登記簿に記載されている情報を記載してください。

#### <11 事業又は資産の譲受けにより、譲受け又は取得を予定している不動産の内容>

➤ 事業譲渡により取得する不動産であって、不動産取得税の軽減措置の適用を希望する不動産について記載してください。なお、不動産取得税の軽減措置を利用する場合は、当該不動産の所在する都道府県庁を経由して申請を行ってください。  
 ➤ 「実施事項」欄には、「6 経営力向上の内容」の実施事項ごとの記号を記載してください。  
 ➤ 当該不動産の登記簿に記載されている情報を記載してください。